

2008年2月29日
中央労働金庫

盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

中央労働金庫（理事長：渡邊 信）は、2008年2月28日（木）に全国労働金庫協会より公表された「預金等の不正な払戻しへの対応に関する申し合わせ」に則って、個人のお客さまの盗難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しに対して、下記のとおり対応する方針といたしました。

記

1. 盗難通帳による預金等の不正払戻しへの対応について

個人のお客さまが、ご自身の責任によらず盗難通帳による預金等の不正払戻しの被害に遭われた場合については、労働金庫に過失がない場合でも、被害の補償を行うこととします。

なお、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合の補償要件等の詳細は、別途ホームページに掲載してお知らせいたします。

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しへの対応について

個人のお客さまが、ご自身の責任によらずインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しの被害に遭われた場合については、労働金庫に過失がない場合でも、被害の補償を行うこととします。

なお、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合につきましては、個別の事案ごとにお客さまのお話をお伺いしたうえで、対応させていただきます。

上記につきまして、ご不明の点等がございましたら、お客様相談デスクまでお問い合わせください。

お客様相談デスク	
フリーダイヤル	: 0120-86-6956
受付時間	: 平日 AM9:00 ~ PM5:00

以上